

<p>国家外国专家局外交部公安部关于印发《外国人才签证制度实施办法》的通知 外专发(2017) 218 号</p> <p>各省、自治区、直辖市、新疆生产建设兵团外专、外事、公安部门，各驻外使领馆、处，驻香港、澳门公署：</p> <p>为进一步健全完善外国人才签证制度，明确申请人才签证的标准条件和办理程序，为外国人才来华创新创业和工作提供便利，国家外国专家局、外交部、公安部研究制定《外国人才签证制度实施办法》。现予以印发，请遵照执行。</p> <p style="text-align: right;">国家外国专家局 外交部 公安部 2017年11月28日</p> <p style="text-align: center;">外国人才签证制度实施办法</p> <p>第一条 为明确外国人申请外国人才签证(即R字签证)标准条件，规范办理程序，加强外国人才签证和工作许可、工作居留的有机衔接，为外国人才来华创新创业提供便利，根据《中华人民共和国出境入境管理法》等制定本办法。</p> <p>第二条 国家外国专家局、外交部、公安部按照职责分工，制定R字签证申请条件，指导做好R字签证签发、延期、换发、补发工作。</p> <p>第三条 国家外国专家局、外交部、公安部应当加强统筹协调，在确认外国人才资质、签发R字签证、工作许可、工作类居留证件等服务管理工作中完善协作机制，实现信息资源共享。</p> <p>第四条 R字签证发放对象为国家经济社会发展需要的外国高层次人才和急需紧缺人才，符合“高精尖缺”和市场需求导向的科学家、科技领军人才、国际企业家、专门人才和高技能人才等。</p>	<p>国家外国专家局 外交部 公安部：《外国人材ビザ制度実施弁法》印刷・公布に関する通知 外專発[2017]218 号</p> <p>各省・自治区・直辖市・新疆生産建設兵団の外專・外事・公安部門、各在外大使館・領事館、在香港・マカオ公署：</p> <p>外国人材ビザ制度をさらに整備・完備し、人材ビザ申請の基準条件および取扱手順を明確化し、外国人材の中国における刷新的創業および就労に便宜を図るため、国家外国專家局・外交部・公安部は、《外国人材ビザ制度実施弁法》の検討・制定をした。ここに印刷・公布するため、遵守して執行されたい。</p> <p style="text-align: right;">国家外国專家局 外交部 公安部 2017年11月28日</p> <p style="text-align: center;">外国人材ビザ制度実施弁法</p> <p>第一条 外国人の外国人材ビザ(すなわちRビザ)申請の基準条件を明確化し、取扱手順を規範化し、外国人材ビザおよび就労許可・就労類居留の有機的連係を強化し、外国人材の中国における刷新的創業に便宜を図るため、《中華人民共和国出入国管理法》などに基づき本弁法を制定する。</p> <p>第二条 国家外国專家局・外交部・公安部は、職責に基づき分担し、Rビザ申請条件を制定し、Rビザの発給・期限延長・交換・再発給業務の適切な実施を指導する。</p> <p>第三条 国家外国專家局・外交部・公安部は、統一的計画・協調を強化し、外国人材の資質の確認、Rビザ・就労許可・就労類居留証の発給などのサービス管理業務において連係メカニズムを完備し、情報資源の共有を実現させなければならない。</p> <p>第四条 Rビザの発給対象は、国家の経済・社会発展に必要な外国ハイレベル人材および至急必要かつ不足している人材とし、「高精尖欠(高水準・高精度・先進性が不足している分野)」および市場ニーズ/方向性に合致する科学者・科学技術のリーダー的人材・国際企業家・スペシャリストお</p>
--	---

申請R字签证的外国人，应当符合《外国人来华工作分类标准(试行)》中外国高端人才(A类)标准条件。国家外国专家局会同外交部、公安部，根据经济社会发展需要和人才资源供求状况适时调整外国高端人才认定标准。

第五条 外国人在境外申请R字签证，由邀请单位向省、自治区、直辖市人民政府外国人工作管理部门(以下称省级人民政府外国人工作管理部门)提出申请，在线提交申请表、国内单位邀请函件以及符合R字签证人才认定标准的相关证明材料。

对符合外国高端人才标准条件的，由省级人民政府外国人工作管理部门在5个工作日内在线向国内邀请单位出具《外国高端人才确认函》(见附件)，并将《外国高端人才确认函》等信息交换至我国驻申请人所在国(地区)使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构，国家外国专家局将前述信息交换至外交部、公安部。国家外国专家局应当对省级人民政府外国人工作管理部门开展外国人人才资质受理、审核、工作管理和服务保障等加强监督检查。

第六条 外国人向驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构申请办理R字签证，应提交以下材料：

- (一) 签证申请表；
- (二) 本人护照(有效期为6个月以上)以及符合规定的照片；
- (三) 《外国高端人才确认函》打印件；
- (四) 驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构要求的其他材料。

第七条 驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构为符合条件的R字签证申请人签发有效期为5至10年、多次入境的签证；为上述人员的配偶及未成年子女签发有效期相同、多次入境的相应种类签证。

および高技能保持者などである。

Rビザを申請する外国人は、《外国人中国就労分類基準(試行)》の外国ハイレベル人材(A類)の基準条件に合致していなければならない。国家外国專家局は、外交部・公安部と共同で、経済・社会の発展ニーズおよび人的資源の需給状況に応じて、適時、外国ハイレベル人材の認定基準を調整する。

第五条 外国人が国外においてRビザを申請する場合、招聘単位が省・自治区・直辖市の人民政府外国人就労管理部門(以下「省級人民政府外国人就労管理部門」)に申請を行い、オンラインで申請表・国内単位の招聘状およびRビザ人材認定基準に合致することの関連証明資料を提出する。

外国ハイレベル人材の基準条件に合致する場合、省級人民政府外国人就労管理部門は、5営業日以内にオンラインで国内招聘単位に《外国ハイレベル人材確認状》(付属文書参照)を発行し、併せて《外国ハイレベル人材確認状》などの情報を申請者の所在国(地区)に駐在する中国大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構と交換し、国家外国專家局が前述の情報を外交部・公安部と交換する。

国家外国專家局は、省級人民政府外国人就労管理部門の行う外国人材の資質の受理・審査・就労管理およびサービス保障などに対する監督検査を強化しなければならない。

第六条 外国人は、国外駐在大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構にRビザの申請する場合、以下の資料を提出しなければならない：

- (一) ビザ申請表；
- (二) 本人のパスポート(有効期間6ヶ月以上)および規定に合致した写真；
- (三) 《外国ハイレベル人材確認状》を印刷したもの；
- (四) 国外駐在大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構が要求するその他の資料。

第七条 国外駐在大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構は、条件に合致するRビザ申請者のために有効期限が5～10年・数次入国のビザを発給する；上述の人員の配偶者および未成年の子に

<p>第八条 驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构可为第七条所述人员加急办理签证申请，在2个工作日内签发签证。</p> <p>第九条 驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构为第七条所述人员办理签证，免收签证费和急件费。</p> <p>第十条 持R字签证在华工作的外国人，应当向用人单位所在地的地方人民政府外国人工作管理部门或其委托机构申请办理外国人来华工作许可。</p> <p>持R字签证的外国人，可在线提交聘用合同或任职证明、体检证明、R字签证签注页、护照信息页申请外国人来华工作许可，全程在线申请外国人来华工作许可的延期、换发和补发，地方人民政府外国人工作管理部门应在3个工作日内进行审查并作出决定，同时将相关信息交换至同级公安机关出入境管理机构。</p> <p>第十一条 公安机关依法为来华外国人才提供签证、居留便利。</p> <p>第十二条 国家外国专家局、外交部、公安部应当根据国家经济社会发展需要，依法推动管理创新，为外国人才来华提供更多便利，不断提升服务水平。</p> <p>第十三条 本办法由国家外国专家局、外交部、公安部负责解释，自公布之日起施行。</p> <p>附件：外国高端人才确认函</p>	<p>は有効期限が同一・数次入国の相応する種類のビザを発給する。</p> <p>第八条 国外駐在大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構は、第七条でいう人員のためにビザ申請を至急で取り扱い、2営業日以内にビザを発給することができる。</p> <p>第九条 国外駐在大使館・領事館あるいは外交部が委託するその他在外機構が第七条でいう人員のためにビザを取り扱う場合、ビザ費用および緊急発給費用の徴収を免除する。</p> <p>第十条 R ビザを保有して中国において就労する外国人は、雇用人单位の所在地の地方人民政府外国人就労管理部門あるいはその委託機構に外国人就労許可の申請をしなければならない。</p> <p>R ビザを保有する外国人は、オンラインで雇用契約あるいは就任証明・健康診断証明・R ビザのページ・パスポートの情報ページを提出して外国人中国就労許可を申請することができ、外国人中国就労許可の期限延長・交換および再発行はすべての段階でオンラインで申請することができる。地方人民政府外国人就労管理部門は、3営業日以内に審査を行い、決定を下すと同時に、関連情報を同級の公安機関の出入国管理機関と交換する。</p> <p>第十一条 公安機関は、法に基づき来中する外国人材にビザ・居留の便宜を図る。</p> <p>第十二条 国家外国專家局・外交部・公安部は、国家の経済・社会の発展ニーズに基づき、法に従い管理刷新を推進し、外国人材の来中にさらに便宜を図り、絶え間なくサービスレベルを向上させなければならない。</p> <p>第十三条 本弁法は、国家外国專家局・外交部・公安部が解釈の責を負い、公布日より施行する。</p> <p>付属文書：外国ハイレベル人材確認状</p>
--	--